



保 福 第 5 2 8 号
令和 3 年 11 月 22 日

鹿児島市保健所長 殿

鹿児島県くらし保健福祉部保健医療福祉課長

医療機関における施設内感染の防止について（依頼）

本県の保健医療福祉行政の推進につきましては、平素より御理解・御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、去る11月19日に国の新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が決定されたところです。その中で、医療機関における面会等について下記のとおり示されましたので、貴保健所の管内に所在する病院及び有床診療所の管理者に周知くださるようお願いいたします。なお、公益社団法人鹿児島県医師会、鹿児島大学病院及び医療法人徳洲会が開設する医療機関（病院及び有床診療所）に対しては、別途、周知又はその依頼をしておりますことを申し添えます。

記

- ・ 医療機関において、患者からの感染を防ぐため、感染が流行している地域では、感染拡大防止の観点と、患者や家族のQOL（Quality of Life）を考慮して、入院患者の外出、外泊についての対応を検討すること。
- ・ 医療機関における面会については、面会者からの感染を防ぐことと、患者や家族のQOLを考慮することとし、具体的には、地域における発生状況等も踏まえるとともに、患者や面会者等の体調やワクチン接種歴、検査結果等も考慮し、対面での面会を含めた対応を検討すること。

連絡先
保健医療福祉課 医務係
電話番号：099-286-2707